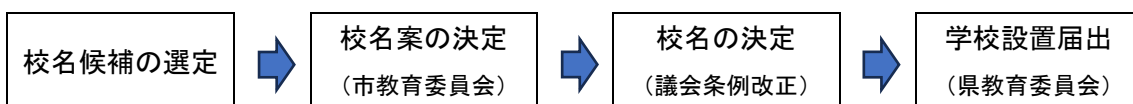


## 校名の検討について

### 1 校名について

#### (1) 決定までの流れ

校名は、市教育委員会が校名案を決定した上で、議会議決（学校の位置等を定める「学校設置条例」の改正）により、決定されます。

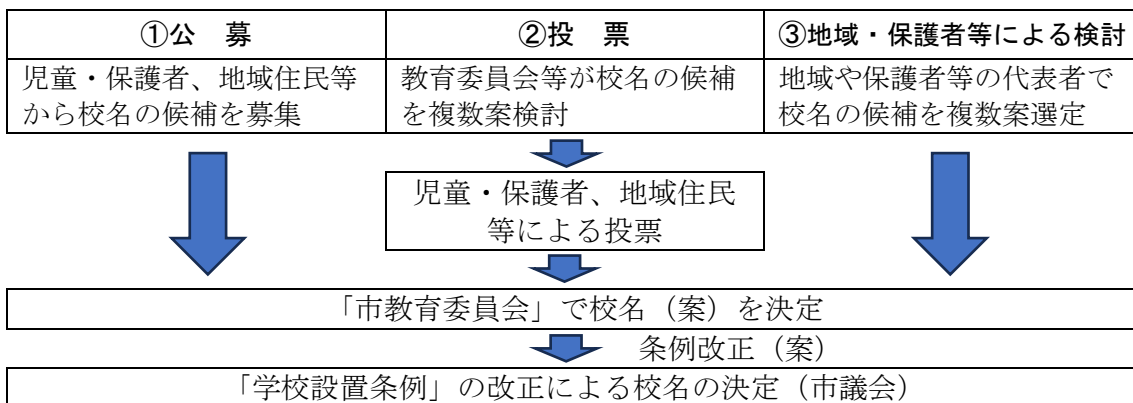


**【地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）】**  
 第1項 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

#### (2) 校名候補の主な選定方法と手続き例

校名を決定するにあたっては、愛着のある学校とするため、児童・生徒や保護者、地域の方々により校名の候補を選定していただく等、様々な手法により市教育委員会が校名案を決定しています。

（他市の事例）



#### 【参考】各選定方法によるメリット・デメリット

選定方法	メリット	デメリット
公 募	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童や保護者、地域などから幅広い意見が聞ける</li> <li>・新設校への意識が高まる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの候補の中から絞り込みが必要になる</li> <li>・公募を行う範囲の調整が必要（地域外からの応募の可否）</li> </ul>
投 票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・候補が絞り込みやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い意見が得られにくい</li> <li>・押し付けられた印象が残る</li> </ul>
地域・保護者等による検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・候補が絞り込みやすい</li> <li>・構成団体の意見が反映できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い意見が得られにくい</li> </ul>

【参考】義務教育学校の名称について

「義務教育学校」という名称は、法律上の学校の種類を表す名称であり、個別の学校の具体的な名称に「義務教育学校」と付さなければならないものではありません。

※ただし、公立学校であれば、設置条例で「義務教育学校」であることを明らかにしておく必要がある（平成27年7月30日付け文部科学省通知より）

名称例	採用校数
〇〇義務教育学校	23校
〇〇学園	88校
〇〇小中学校	34校
義務教育学校〇〇学園 (〇〇学園義務教育学校)	22校
〇〇学園小中学校	1校
その他 〇〇学院、〇〇館等	18校

※国立、公立の義務教育学校 186校を分類

## 2 校名作成の進め方等について

### (1) 選定方法（案）

- 【案1】 竹野小学校、中学校の児童・生徒から案を募り、出された名称の中から委員の投票により複数案に絞り込みを行う
- 【案2】 開設準備委員会の委員から案を募り、竹野小学校、中学校の児童・生徒の投票により複数案に絞り込みを行う
- 【案3】 公募により案を募り、開設準備委員会の委員の投票により複数案に絞り込みを行う
- 【案4】 公募により案を募り、竹野小学校、中学校の児童・生徒の投票により複数案に絞り込みを行う

### (2) 校名の基本的な考え方

児童や保護者、地域などに広く受入れてもらえるような、わかりやすく親しみやすい校名とする。

### (3) 校名選定の視点

選定にあたっては、以下の観点を参考にしながら複数案を選定する。

＜校名選定の観点＞

- ① 竹野地域の地理的なイメージができるもの（地理的要因）
- ② 竹野地域の歴史や伝統がイメージできるもの（歴史・伝統的要因）
- ③ 目指す学校の姿がイメージできるもの（未来志向的要因） など